

# お薬のしおり

## 薬とドーピング

No.51 (H17.12)

東京医科大学病院 薬剤部

「ドーピング」とは、スポーツ選手が薬物などの不正な手段により、競技成績を上げようとする行為をいいます。IOC（国際オリンピック委員会）などにより厳しく禁じられていますが、根絶はなかなか難しいようです。

その手法は、輸血による「血液ドーピング」と薬物による「薬物ドーピング」に分けられます。

「血液ドーピング」とは競技に先立ち事前に血液を抜き取り、赤血球の不足した状態を人為的に作り、これに身体を順応させた上で、競技直前に輸血により赤血球を増やそうとする行為をいいます。酸素運搬の役割をする赤血球が増えれば、持久力が高まります。いわゆる高地トレーニングと同様の効果を人為的に作るわけです。

「薬物ドーピング」とはその名前のとおり、薬物により競技能力を高めることで、男性ホルモンやタンパク同化ステロイドが現在の主流といえます。蛋白同化ステロイドとは、男性ホルモンの蛋白同化作用（摂取したタンパクを筋肉に変える作用）を強めることを目的として人工的に合成された男性ホルモン類似物質です。

これらは本来、特殊な病気の治療薬として開発されました。病院で単にステロイドというと使用頻度の多い副腎皮質ホルモンをさす場合が多く、一方スポーツ界では、男性ホルモンもしくはタンパク同化ステロイドを意味することが多いようです。

ドーピングは健全なスポーツを妨げ、競技者の健康を害する「ずる」くて「危険」な行為ですが、その一方で、故意に使用した訳ではなく、ちょっとした不注意で検査に引っかかってしまう場合もあります。市販されている風邪薬や胃腸薬などの一般薬や漢方薬には禁止物質を含んでいるものが少なくなく、「風邪気味だから」、「胃が痛いから」などと安易に薬を飲んでしまうことで、うっかりドーピング違反だと判断されてしまい、その結果、重い罰則が科せられてしまうこともあるのです。



例えば、強精剤の一部には禁止物質のメチルテストステロン（タンパク同化ステロイド）が含まれていますし、市販の風邪薬のほとんどにはエフェドリンなどの禁止物質が含まれています。また、市販の胃腸薬の中には禁止物質の興奮剤ストリキニーネ（ホミカ）を含むものもあります。さらに、作用が穏やかだと思われがちな漢方薬には麻黄を含むものがあり（葛根湯など）麻黄には禁止物質のエフェドリンが含まれているため、注意が必要です。（ロス五輪でバレーボール選手が葛根湯を服用していてドーピング検査でクロと判定された事件は、日本スポーツ界にショックを与えました。）

もちろん、風邪薬の他にも病気の治療のために医師から処方される治療薬の中で（１）ぜん息の内服薬・吸入薬、（２）痛風でのプロベネシド（尿酸排泄剤）、（３）高血圧の 遮断剤・利尿剤など禁止物質が含まれているものがあります。

それでは、風邪を引いてしまったときや病気を治療中の場合はどうしたらよいのでしょうか。日本体育協会では、風邪薬に関しては注意書き（添付文書）通りの服用で服用をやめてから３日以上経っていれば陽性になる可能性はほとんどなく、特に心配する必要はないとしています。また、症状に応じて禁止物質を含まない薬を選ぶのも一つの方法です。

病気を治療中の場合は、通常、禁止物質以外の薬で十分治療できますが、治療のために禁止物質がどうしても必要な特殊な場合には、禁止物質の治療目的使用の適用措置に則って所定の書式で申請し、認められれば使用することも可能です。

薬を服用している場合や医師から薬が処方された場合には、主治医から良く説明を受けて、一般の医師で判断に迷う場合は、ドーピングに詳しいスポーツドクターや薬剤師にチェックしてもらいましょう。

